

令和7年1月29日

未就業会員・短期就業等会員に対する 就業情報資料の配布及び就業希望申込書の受付について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、センターの事業運営に格別のご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、この度センターでは「羽村市シルバー人材センター就業基準に関する要綱」に基づき、長期就業の是正を図り、より多くの方に就業機会を提供するため、未就業会員^{*1}・短期就業等会員^{*2}を対象として、令和7年4月からの就業情報資料の配布及び就業希望申込書の受付を行います。

なお、就業までの流れ及び注意点等につきましては、下記に記載いたしましたので、よくご確認いただきますようお願いいたします。

^{*1} 年度内に一度も就業実績のない会員

^{*2} 年度内に継続就業以外の1ヵ月以内の短期的な就業実績のある会員。ただし、年間を通して一定の就業機会が確保されている会員（例：植木剪定、除草、手芸、襖・障子張替え、筆耕、各種講師等）は除く。

記

（1）継続就業について

当センターでは就業基準に関する要綱に基づき、同一就業先での就業期間を原則最長3年と定めています。継続就業期間3年を経過した会員の就業先は、未就業会員・短期就業等会員を対象に希望を募り、交代を行うことで、長期就業の是正と公平な就業機会の提供を行っています。

（2）令和7年4月就業開始までの流れ

- ① 別紙2「就業期間満了先等求人情報」を参照し、別紙1「就業希望申込書」に最大3つまで希望を記入し、2月7日（金）まで（期日厳守）にセンターへお持ちいただくかメール（hamura@sjc.ne.jp）で提出してください。
- ② 提出された就業希望に基づき、2月中に各会員の希望就業先の調整を行い、決定の連絡をします。

③ 3月中に各就業現場で引き継ぎ・見習いを行い、4月から就業開始となります。

(3) 注意事項

- ① 就業希望は、就業希望人数や就業条件、経験等によって決定します。調整の結果、必ずしも希望に沿うことができない場合があります。
- ② 就業先決定後、3月に引き継ぎ・見習いを行いますが、その段階における就業態度や適性、習熟程度等によっては、就業不適格と判断し、就業を中止とさせていただく場合があります。
- ③ 就業期間満了となり交代となる会員の多くが、できることなら今後も同じ仕事を継続したいという意向を持っています。したがって、交代して就業した結果、合わない、続けられないといった理由ですぐに辞めてしまうと、交代に必要な準備や引継ぎ、手続きが無駄になってしまうだけなく、なによりも発注者に多大な迷惑がかかり、受託契約そのものを失う恐れもありますので、就業希望を申込む際は、自分ができるかどうか、無理なく続けられるかどうか慎重に検討した上で申し込んでください。また、常にシルバーの看板を背負っているという意識を持ち就業に臨んでください。

以上

(公社) 羽村市シルバー人材センター

担当 小作・春日

電話 554-5131